

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
料金回収率※	(%)	100	102	101	103	103	(103)102	(101)108	(104)107	(104)107	(101)108
総収支比率(法適用)	(%)	110	106	105	105	104	(104)103	(102)108	(105)108	(106)108	(103)108
経常収支比率(法適用)	(%)	110	106	105	105	104	(105)103	(103)108	(105)108	(106)108	(103)108
営業収支比率(法適用)	(%)	121	118	114	114	112	(112)110	(108)113	(110)112	(110)112	(107)112
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰入金比率	収益的収入分	(%)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準内繰入金	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	(%)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち赤字補てん的なもの	(%)	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	資本的収入分	(%)	5	38	3	2	1	(0)1	(0)1	(0)1	1
	うち基準内繰入金	(%)	2	1	2	1	1	(0)1	(0)1	(0)1	1
	うち基準外繰入金	(%)	3	37	1	1	0	0	0	0	0
うち赤字補てん的なもの	(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	平成17年10月1日に、鴻巣市・吹上町・川里町で合併し、3市町それぞれの料金体系であったものを20年4月に統一した。新料金体系の設定方針としては、収益的収支で実績程度の黒字が得られるような(案)を設定し、その結果現料金に対して0.6%のアップと見込んだ。しかし、平成20年度以降の実績を見る限り料金統一による平均改定率はほぼゼロ%であったと考えられる。このようなことから、今後の給水収益の推移を注視しながら、より一層の民間委託の推進、経費節減に努める。
2 他会計繰入金の見込み	現状（繰出基準に基づくもの）
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	営業費用については、平成20年4月の料金統一に伴い経営の合理化を図り、事務所を3カ所から1カ所に統合するなどして人件費の削減を図る事を前提とした。また、平成19年度から浄水場の運転管理等において、委託業務の範囲を拡大したため委託費の増を見込んだ。これらにより、料金担当や浄水場担当の職員は減員となるが、経営課題ともしている施設の老朽化に伴う改修及び石綿管セメントの布設替等の事業が今後計画的に盛り込まれており事務量がかなり増えるため、施設関係の職員増を見込んだ。また、平成21年度から料金業務の民間への全部委託開始による職員数の削減を見込んだ。建設改良費については、鴻巣市水道事業会計基本計画(平成19年3月策定)に基づき計上した。また、建設改良費の増により、固定資産減価償却費が、平成18年度を基準とすると、年々増加し平成23年度には約5千万円の増となり、営業費用が増となっている要因でもある。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	課題②
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	平成17年10月1日に1市2町(鴻巣市・吹上町・川里町)の合併により、職員が880人になった。合併後10年間で、職員数を約200人削減することを目指している。鴻巣市定員適正化計画(平成18年3月策定)では に基づき、職員の削減に取り組んできた結果 、平成22年4月1日現在の職員数は 計画目標である801人に対し、771人となり、計画を上回る成果を得た。 を目標としている。 今後においては、 第2次鴻巣市定員適正化計画(平成22年6月策定)に基づき、採用の抑制を図るとともに、公務能率を向上することにより、平成27年4月1日現在の職員数目標を700人としている。 なお、平成24年4月1日現在の職員数は734人となっている。 新市建設計画に基づき、新規採用職員を退職者数の1/2、採用上限10人とし、職員数の抑制を図る。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	平成19年4月給与構造の見直しを実施済み。 地域手当については、国基準である3%を支給済み。 地域手当については、制度完成年度の平成22年度において、国基準である3%支給の条例が制定済み。 地域手当については、平成19年度は6.6%で、平成20年度は6%、平成21年度は5%にする予定。 なお、それ以降も国の基準をふまえて、地域手当のあり方について継続して見直しを図ることとする。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	鴻巣市定員適正化計画では、サービスの維持向上に留意し、現業部門の委託化を進めるとしている。 なお、今後の技能労務職員の採用計画はない。 また、給与等の見直しに向けた取り組み方針については、平成20年度7月に策定を行い、ホームページにおいて公表済。 また、給与等の見直しに向けた取組方針については、平成20年2月までに策定を行い、平成20年3月にホームページにおいて公表することとしている。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は廃止に向けた早期の見直しを実施する。 勸奨退職者に対する退職時特別昇給制度は 平成23年度から廃止に向け協議中。
◇ 福利厚生事業のあり方	福利厚生事業は、会費(職員の給料月額 \times 3/1,000)を主な歳入とする職員親睦会の下、実施している。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	課題②③
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	効率的な組織の見直しを図るとともに、事務の合理化を徹底し、事務所の統合を図り施設の維持管理費の削減を図る。また、鴻巣市予算編成方針において、臨時職員は職員課へ要望書を提出し、認められた場合のみ可としている。また、旅費については、できるだけ公用車乗り合せでの出張を原則として、最小限の旅費としている。県内日当については、平成15年度に廃止。修繕費については、必要最小限なもののみ可とし、食糧費及び参加者記念品は不可としている。委託料は、一括して入札できるものは積極的に実施する。備品購入費は、原則新規購入を認めない。その他備消耗品の再利用、光熱水費の節約節電に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	指定管理者制度については、平成18年4月に22施設で実施、その後、平成19年4月に4施設、10月に2施設で導入する。平成20年4月には、 21施設で導入予定。 平成20年4月に22施設、平成21年4月に8施設、平成23年4月に2施設で実施した。 PFIの活用については、現在検討中。 なお、平成21年度から料金業務については民間への全部委託を実施している。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	決算及び経営状況について、市広報・ホームページに掲載している。
○ 行政評価の導入	平成19年度から本格的に行政評価システムを導入し、予算との連携を図り、約1000900事業を33施策に集約、事務事業の効率的な執行、縮小及び削減等を実施している。
5 その他	<p>課題①平成17年10月1日に鴻巣市・吹上町・川里町が合併したことにより3地域それぞれの料金体系であるものを統一するにあたり、「鴻巣市水道事業基本計画」(平成19年度～32年度)を基に建設投資の適切な選択をし収益的収支で実績程度の黒字が得られるような(案)を設定し料金の適正化を図る。</p> <p>課題④建設投資については、石綿セメント管の布設替・老朽化している浄水場施設の改修等が急務であるが、実施にあたり、布設替については、状況に応じた「浅層埋設」等の配管の工法の取り入れ、砕石・粒調砕石の再利用等に努め経費の削減を図る。また、浄水施設の改修については、更新は出来るだけ行わず補強とする。</p> <p>課題③臨時職員の採用の見直しを行い経費の削減を図る。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成21年度から料金業務の民間への全部委託を導入したことなどにより、職員数及び人件費の削減を図っている。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併により3市町それぞれの料金体系であったものを20年4月に統一した。新料金体系の設定方針としては、収益的収支で実績程度の黒字が得られるような(案)を設定した。経営の合理化の推進により、平成21年度から料金徴収業務の民間への全部委託の導入、また、浄水場の運転管理業務においても民間委託の範囲を拡大し職員の削減を図った。しかし、経営課題となっている施設の老朽化に伴う改修と石綿セメント管の布設替等、今後の課題が山積みとなっているため、建設事業に携わる職員の増が必要である。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	基準外繰出しはなし。
4 その他	建設投資については、石綿セメント管の布設替・老朽化している浄水場施設の改修等が急務であり、かなりの増額で計上しているが、実施にあたり布設替については状況に応じた「浅層埋設」等の配管工法の取り入れ、砕石・粒調砕石の再利用等に努め経費の削減を図る。また、浄水場施設の整備については、更新は出来るだけ行わず補強修繕とする。今後の建設改良は計画的に実施し無駄な投資を行わず、費用の削減に努めることとしている。また、建設改良事業の実施に伴い固定資産の減価償却費が営業費用として計上されるため経営改革の取組みが費用の削減にみえていない要因でもある。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数一職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
2	料金改定率								0.60%				
	改善額(料金の適正化)※1	0	0	0	0	0	0	0	(0) 12	(0) 12	(0) 12	(0) 12	(0) 48
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
1	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)	281	255	242	245	243		(251) 250	(233) 226	(179) 226	(161) 226	(157) 226	
	改善額	0	26	39	36	38	139	(-8) -7	(10) 17	(64) 17	(82) 17	(86) 17	(234) 61
	給与水準	167	154	144	143	141		(142) 144	(127) 131	(102) 131	(91) 131	(88) 131	
	改善額	0	13	23	24	26	86	(-1) -3	(14) 10	(39) 10	(50) 10	(53) 10	(155) 37
	その他(手当等)	114	101	98	102	102		(109) 106	(106) 95	(77) 95	(70) 95	(69) 95	
	改善額	0	13	16	12	12	53	(-7) -4	(-4) 7	(25) 7	(32) 7	(33) 7	(79) 24
	職員給与費(退職手当)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
1	職員数(人)	39	36	34	36	34		34	(31) 31	(25) 31	(23) 31	(22) 31	
	増減数(人)	0	-3	-2	2	-3	-6	1	(-2) -2	(-8) -2	(-10) -2	(-11) -2	(-30) -7
2	維持管理費等								事務所の統合				
	改善額(適正化)	0	0	0	0	0	0	0	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(4) 4
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
	工事コスト※2												
	改善額(縮減額)												
2	その他(臨時職員削減)	3	3	3	3	3		3	(1) 0	0	0	0	0
	改善額	0	0	0	0	0	0	0	(2) 3	(3) 3	(3) 3	(3) 3	(11) 12
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0
	増減	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	企業債現在高	4,427	3,942	3,537	3,367	3,178		(2,616) 2,615	2,467	(2,347) 2,350	(2,222) 2,225	(2,098) 2,100	
	増減	0	-485	-890	-1,060	-1,249		(-562) -563	-711	(-831) -828	(-956) -953	(-1,080) -1,078	
	計画前5年間改善額 合計						139						(249) 125
													(参考) 補償金免除額 44

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

※1 「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

※2 「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口(千人)	120	120	120	120	120	120	(120) 121	121	(120) 121	(120) 121
年間総有収水量(千m ³)	12,954	12,819	12,946	12,905	12,790	(12,815) 12,890	(12,627) 13,036	(12,492) 13,059	(12,637) 13,069	(12,374) 13,056
公称施設能力(m ³ /日)	65,500	65,500	65,500	65,500	65,500	65,500	65,500	(63,300) 65,500	(63,300) 65,500	(63,300) 65,500
1日最大配水量(m ³ /日)	46,153	43,588	45,466	41,831	42,373	(42,410) 45,200	(41,784) 45,300	(43,918) 45,300	(41,918) 45,300	(41,489) 45,200
最大稼働率(%)	70.5	66.6	69.4	63.9	64.7	(64.7) 69.0	(63.8) 69.2	(69.4) 69.2	(66.2) 69.2	(65.5) 69.0
供給単価(円/m ³)	157.2	156.8	156.9	157.77	157.96	(157.84) 158.0	(157.80) 159.0	(158.27) 159.0	(158.57) 159.0	(157.95) 159.2
給水原価(円/m ³)	157.4	154.2	155.7	153.06	153.06	(153.13) 155.4	(155.76) 147.7	(151.85) 148.0	(152.17) 148.4	(156.04) 147.1

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

--